

一般競争入札（事後審査）における類似工事落札予定者の決定方法について

一般競争入札（事後審査）における類似工事落札予定者の決定方法について、下記のとおり事例を用いて解説します。

[前提条件]・同日にA工事→B工事の順で開札する。

- ・開札の早い入札から落札予定者を決定し、事後審査のため落札を保留する。
- ・落札予定者となった者は、他の類似工事の落札予定者とはなり得ない。
- ・開札の早い入札から落札の保留を解除する。

【ケース1】2つの工事で異なる業者がそれぞれ第1順位であった場合

(1)開札時の判定

⇒第1順位の業者がそれぞれ落札予定者となる。

A工事	順位	開札時の判定	B工事	順位	開札時の判定
イ社	1	◎落札予定者	ロ社	1	◎落札予定者
ロ社	2		ハ社	2	
ハ社	3		イ社	3	類似工事落札予定者
二社	4		二社	4	

(2)事後審査後の判定（事後審査で入札参加資格を有しないと認められた業者があった場合のみ適用）

①A工事の事後審査において、イ社が入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒A工事の次順位のロ社は類似工事落札予定者であるため、第3順位のハ社が落札予定者となる。

A工事	順位	事後審査後の判定	B工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格	ロ社	1	◎落札予定者
ロ社	2	類似工事落札予定者	ハ社	2	
ハ社	3	◎落札予定者	イ社	3	類似工事落札予定者
二社	4		二社	4	

②A工事及びB工事の事後審査において、イ社、ロ社がともに入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒A工事ではハ社が落札予定者となり、B工事では、二社が落札予定者となる。

A工事	順位	事後審査後の判定	B工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格	ロ社	1	不適格
ロ社	2	類似工事落札予定者	ハ社	2	類似工事落札予定者
ハ社	3	◎落札予定者	イ社	3	類似工事落札予定者
二社	4		二社	4	◎落札予定者

【ケース2】 2つの工事で同じ業者が第1順位であった場合

(1)開札時の判定

⇒B工事では第2順位の業者が落札予定者となる。

A工事	順位	開札時の判定	B工事	順位	開札時の判定
イ社	1	◎落札予定者	イ社	1	類似工事落札予定者
ロ社	2		ハ社	2	◎落札予定者
ハ社	3		ロ社	3	
二社	4		二社	4	

(2)事後審査後の判定（事後審査で入札参加資格を有しないと認められた業者があった場合のみ適用）

①A工事の事後審査において、イ社が入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒A工事ではロ社が落札予定者となる。（※B工事では、開札時にハ社を落札予定者と決定しているため、落札予定者は変動しない。）

A工事	順位	事後審査後の判定	B工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格	イ社	1	類似工事落札予定者
ロ社	2	◎落札予定者	ハ社	2	◎落札予定者
ハ社	3		ロ社	3	
二社	4		二社	4	

②A工事及びB工事の事後審査において、イ社、ハ社がともに入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒A工事ではロ社が落札予定者となり、B工事では、二社が落札予定者となる。

A工事	順位	事後審査後の判定	B工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格	イ社	1	類似工事落札予定者
ロ社	2	◎落札予定者	ハ社	2	不適格
ハ社	3		ロ社	3	類似工事落札予定者
二社	4		二社	4	◎落札予定者

※適用時期 平成30年7月13日以後に開札する類似工事の入札から適用します。